

令和 6 年 6 月 11 日現在

機関番号：11301

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K13220

研究課題名(和文)「デモクラシー」の受容と拒絶 - 19世紀ハワイ王国における憲法制定過程の考察

研究課題名(英文) Acceptance and Rejection of "Democracy": A Study of the Constitutional Process in the 19th Century Kingdom of Hawaii

研究代表者

目黒 志帆美 (Meguro, Shihomi)

東北大学・国際文化研究科・准教授

研究者番号：60754744

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：ハワイ王国では、19世紀初頭のアメリカ人との接触以降、四つの憲法(「1840年憲法」「1852年憲法」「1864年憲法」「1887年憲法」)が相次いで制定された。本研究は、これらの憲法の制定過程の分析を通じて、ハワイ王国がデモクラシーの概念をいかに解釈したかを探究するものである。とりわけ本研究では、1840年憲法制定の意味を詳細に分析することを通じ、成文法がここにおいてはじめて成立したことの意味を検証した。その結果、従来のハワイ史研究において強調されてきた「宣教師の影響」のみにとどまらない複層的な要因が存在することが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまでのハワイ史研究においては、19世紀ハワイ王国の近代化とそれとともに進行したアメリカのハワイ支配の要因は、もっぱらアメリカ人宣教師とその末裔による影響力によるものと解釈されてきた。しかしながら、成文法をそもそももたなかったハワイにおいて1840年にはじめて憲法が制定されたのは、宣教師の思想が影響したのみならず、ハワイ内外をとりまく社会変化への対応策が求められていたからであった。とりわけ、ハワイアン支配者内部での新旧体制をめぐる分裂を抑え、ハワイアンを統合する方策として成文法としての憲法が制定されたと結論づけた。この結論こそが本研究のオリジナリティといえる。

研究成果の概要(英文)：Four constitutions ("Constitution of 1840," "Constitution of 1852," "Constitution of 1864," and "Constitution of 1887") were enacted successively in the Kingdom of Hawaii after contact with the Americans in the early 19th century. This study explored how the Hawaiian Kingdom interpreted the concept of democracy through an analysis of the process of enacting these constitutions. In particular, this study examined the significance of the first establishment of the codified law here through a detailed analysis of the meaning of the enactment of the 1840 Constitution. As a result, it became clear that there were multi factors that went beyond the "missionary influence" emphasized in the previous studies of Hawaiian history.

研究分野：ハワイ史研究

キーワード：ハワイ王国 憲法 成文法 宣教師

## 1. 研究開始当初の背景

報告者は「王権」をキーワードに、ハワイ国王の王権の盛衰と先住民文化の変容とを重ね合わせて検討する研究を行ってきた。その過程で、「王権」の変容を決定づけた法的側面、すなわち、ハワイ王国憲法の段階的变化に注目する必要があると考えるに至った。

本研究が「デモクラシー」という概念に着目するのは、ハワイ王国にとってデモクラシーは諸刃の剣であったと考えられるからである。近代国家において万民の諸権利を保障する「デモクラシー」は、ハワイ王国においては土着の慣習や世界観、身分制を否定する一方で、私的所有権を保障したことでアメリカ人を中心とした白人による王国の土地の独占的所有の法的根拠を与えた。その意味で、ハワイ王国においてデモクラシーはアメリカによるハワイ支配を幫助する触媒として機能したと考えられる。そこで、ハワイ王国において「デモクラシー」がいかに位置付けられたのか、さらにそれぞれの憲法の「デモクラシー」のあり方は王権にとっていかなる意味を持ったのかを問いとして掲げた。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、ハワイ王国に存在した四つの憲法の制定過程を分析し、それぞれの憲法がハワイ国王の権限（王権）にとっていかなる作用を及ぼすものであったのかという問いを通じて、「王権」の側からハワイ史を再構築するところにある。

ハワイ王国初の憲法「1840年憲法」と次に制定された「1852年憲法」は、1820年以降ハワイに入植したアメリカ人宣教師が起草したものであり、それまでハワイに根付いてきた伝統的慣習やハワイアン独自の世界観を覆すものであった。それというのも、元来ハワイアンにとって支配者階級、とりわけ大首長や王は土着の神の系譜に連なり絶対的権限を有する統治者であり、支配者階級と庶民とは厳格に区分されていたからである。土地は全て神のものであり、支配者階級が神に代わって土地を管理していたため、ハワイアンの間では土地を「所有」という概念がなかった。しかしながら、上記の二つの憲法が国民全てに平等な権利を付与するとともに、土地の所有が保障されることとなり、在地アメリカ人が自由に売買して得た土地で大規模な砂糖プランテーションが興隆することとなった。その一方で、神聖性に支えられた絶対的王権は著しく縮小されることとなった。これに危機感を覚えた第5代国王カメハメハ5世は、王権の再強化を目的として「1864年憲法」を独断で公布した。第7代国王カラカウアもまた王権の衰退に危機感を募らせ、国民的行事などを通じてハワイアンの結束と王権の主張を試みたが、これに抵抗した在地アメリカ人が、カラカウアに対して武力による威嚇のもとに新憲法を突きつけ、これが「1887年憲法」として制定される。この憲法によって王権は著しく縮小し、選挙権条項においてはハワイアンを含む有色人種から選挙権を剥奪することで、アメリカ人による支配体制は確固たるものになった。

以上要するに、四つの憲法は、「デモクラシー」をめぐる国王と在地アメリカ人とのせめぎあいの結果、制定されたと捉えることができる。本研究は以上の問題関心のもと、憲法制定過程の分析を通じて「デモクラシー」と「王権」とのかかわりからハワイ王国史を再構築することを目的としている。

## 3. 研究の方法

憲法、法律の原文のほか、アメリカンボード本部による記録・出版物、アメリカ人宣教師個人の書簡・日記・出版物、欧米人の探検家・商人等によるハワイ来訪時の記録等を一次資料としてこれら进行分析した。

## 4. 研究成果

### (1) 4つの憲法の位置付け

ハワイ王国史上の4つの憲法を分析した結果、以下の結論を導き出した。

#### ① 1840年憲法—成文法を通じた外国人統制とハワイアンの統合

本憲法はハワイ王国初の成文憲法であるが、1839年に制定された「権利宣言」を憲法前文に取り込む形で制定された。庶民と首長からなるすべての人々の平等な権利と、土地所有権をはじめとする財産権の保障が明文化された同憲法は、それまでの首長と庶民からなる身分制社会を否定するとともに、土地の私有を認めたことで、ハワイの近代化を象徴するものとなった。なお、1840年憲法制定に至る過程で、ハワイの伝統的価値観が希薄化し、ハワイが世界経済の潮流に飲み込まれるなかで自立した近代国家であることを示す必要性に駆られた。さらに、1820年以降ハワイで伝道活動を展開するアメリカ人宣教師の道徳観が、国王カメハメハ3世をはじめとするハワイアン支配者主流派の政治的思想を形成したことを背景として、同憲法が制定された。

#### ② 1852年憲法—デモクラシーの植樹

同憲法は20歳以上の納税している男子に選挙権が付与されたこと、さらには奴隷制禁止条項が挿入されたことから、民主的特質を有する憲法といえる。ところが、1846年には王国に1年以上居住する外国人の帰化が認められていたことから、同憲法は欧米人の政治参加を促すこと

になった。また、この憲法では奴隷制禁止が規定されたものの、1850年に制定された雇用関係法によって、白人の経営するプランテーションにおける非白人労働者の強制労働が保障されていた。したがって、同憲法は民主的特質を打ち出しながら白人がハワイの政治・経済において利する仕組みであったと考えられる。

### ③ 1864年憲法-国王によるデモクラシーの制限と王権強化

1864年は国王カメハメハ5世が、憲法改正手続きに則らない超法規的手段によって、1852年憲法を廃し、独断で制定した憲法であった。この憲法制定の目的は、前憲法によって縮小された国王の権限強化にあった。具体的には、選挙権条項において、1852年憲法で規定されていた選挙権資格を大幅に制限し、財産資格と識字資格が設けられた。これは、教育と財産をもたないハワイアンが白人に不当に操作される事態を打開するための策とみられ、白人、とりわけアメリカ人のハワイでの政治権力を減じる目的のもと、選挙権が制限されたと考えられる。また、1852年憲法によって縮小された王権を奪回すべく、国会法案に対する拒否権を国王にのみ付与するなどの条項が新たに設けられた。したがって、1864年憲法は民主的政体の否定と国王の権限強化をあらわしたものと位置付けられる。

### ④ 1887年憲法-アメリカ人による国王の権限剥奪

1887年憲法は当時の国王カラカウアに対して、在ハワイアメリカ政治家が銃による威嚇のもとに強制的に公布させた憲法であり、この憲法の公布自体はいわばクーデターであった。同憲法は国王の権限縮小を目論んだものであり、たとえば前憲法で国王のみに付与された法案への拒否権については、議会の3分の2以上の可決を得られれば国王の拒否権を乗り越えることができることなどが規定された。また、伝統的な首長会議の機能を引き継ぐ形で存続していた世襲制・国王による指名制の貴族院については、選挙による選出制とすることで、首長階級の政治的特権を廃した。また、代議院についても貴族院についても選挙権付与の条件として憲法遵守宣誓が義務付けられていたことから、同憲法によって、ハワイの政治的権限がアメリカ人の手にわたったことを意味する。

## (2) 成文法制定の意味

本研究においては、上記の4つの憲法制定過程にくわえ、憲法制定前の時期、すなわち成文法と口頭法のハイブリッドな運用のみられた1820年代から1830年代に、ハワイアン支配者がいかにして法を整備・運用しようとしたかを検討した。

18世紀末のキャプテン・クックのハワイ来航以降、欧米から貿易船がハワイを出入りするなかで、こうした外国人の流入によってハワイ社会が変化するとともに、西洋的価値観や資本主義が急速に浸透するようになったことがあげられる。そして、ハワイアン自らが1819年に土着信仰とそれに基づくカプ（禁忌）を廃止したことにみるように、ハワイアンの多くが変革の必要性を認識していた。1820年にアメリカ人宣教師のハワイでの伝道活動が開始すると、ハワイアン支配者階級の多くはキリスト教の道徳律を基盤とした成文法の制定を試みるようになった。

こうした西洋との接触に起因するハワイ社会の変容とハワイアン支配者階級の認識の変容のみならず、ハワイアン内部の統合もこの時期の課題であった。それというのも、プロテスタンティズムを基盤とした国家形成を目指す主流派支配者が存在する一方で、欧米人貿易商との世俗的関係性を重視しプロテスタンティズムに反発する反体制派のハワイアン支配者が存在したからである。こうした対立を鎮め王国の統合をはかるためにも、ルールを文書化すること、すなわち成文法を制定することが王国に求められたと考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 目黒志帆美
2. 発表標題 ハワイ王国における成文法制定過程の分析 1820年代の売春禁止をめぐる船員・宣教師・ハワイアン支配者
3. 学会等名 日本アメリカ史学会第21回年次大会
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 目黒志帆美
2. 発表標題 1820年代のハワイ王国と宗教 - アメリカ人宣教師の「影響力」の再検討
3. 学会等名 国際キリスト教社会改革ネットワーク研究報告会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 目黒志帆美
2. 発表標題 変容する民族舞踊
3. 学会等名 比較舞踊学会第33回大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 目黒志帆美
2. 発表標題 「変転するハワイ王国」
3. 学会等名 駒澤大学GMSラボラトリ公開研究会（招待講演）
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 目黒志帆美	4. 発行年 2020年
2. 出版社 御茶の水書房	5. 総ページ数 293
3. 書名 フラのハワイ王国史：王権と先住民文化の比較検証を通じた一九世紀ハワイ史像	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------